

大阪府条例第四十三号

大阪府特設水道条例の一部を改正する条例

大阪府特設水道条例（昭和三十三年大阪府条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務処理の特例) 第十五条 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて府の区域内に存する市(大阪市及び富田林市を除く。)及び町(島本町、豊能町、能勢町、田尻町、岬町、太子町及び河南町を除く。)の区域に係るものは、それぞれ当該市又は町が処理することとする。</p> <p>一一六 (略)</p> <p>七 前条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務</p> <p>八 (略)</p>	<p>(事務処理の特例) 第十五条 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて府の区域内に存する市(大阪市、泉佐野市、富田林市、摂津市及び東大阪市を除く。)及び町(島本町、豊能町、能勢町、田尻町、岬町、太子町及び河南町を除く。)の区域に係るものは、それぞれ当該市又は町が処理することとする。</p> <p>一一六 (略)</p> <p>七 第十四条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務</p> <p>八 (略)</p>

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。